

審議事項（7）参考資料  
（第一回専門委員会資料より）

「関連当事者の開示」に関する国際会計基準、日本基準と米国基準の比較

項目	国際会計基準（IAS24）の概要	日本基準（財規、連結財規）の概要	米国基準（FAS57）の概要
目的	<p>企業の財政状態及び経営成績が関連当事者の存在及び関連当事者との取引及び期末残高により影響を受けているかもしれない可能性に注意が払われるように必要な開示を行う。</p> <p>IAS24号 * 改善プロジェクトで一部改正（範囲・関連当事者の定義の明確化。開示内容の明確化・追加）</p>	<p>（関連当事者との取引が財務諸表提出会社の財政状態や経営成績に及ぼす影響を投資者が適切に判断できるよう、関連当事者との取引の開示を行う。）</p> <p>財務諸表等規則第8条の10、連結財務諸表規則第15条の4等 公認会計士協会監査委員会報告第62号</p>	<p>関連当事者との特定の支配関係及び取引に関する情報の開示は、財務諸表の利用者が予測を形成し、かかる関係によってこれらの財務諸表がどの程度まで影響され得たかを分析するのに役立つのである。[14]</p> <p>（参考）米国基準の概要：FAS57号「関連当事者の開示」</p>
関連当事者等の定義	<p>（関連当事者）</p> <p>当該事業体を支配している者 当該事業体が支配している者 当該事業体とともに共通支配下にある者（兄弟会社） 当該事業体に対して重要な影響を与える持分を有している者 当該事業体に対して共同支配し</p>	<p>（関連当事者）</p> <p>財務諸表提出会社の親会社 財務諸表提出会社の子会社 財務諸表提出会社の同一の親会社をもつ会社等 財務諸表提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社</p>	<p>（関連当事者）</p> <p>当該企業の関係会社 当該企業が持分法により投資額を計算している企業主体 経営者の信託管理権により又はその下で管理されている年金信託及び利潤分配信託のような、従業員の便益のための信託財産</p>

審議事項（ 7 ） 参考資料  
（ 第一回専門委員会資料より ）

項 目	国際会計基準（IAS24）の概要	日本基準（財規、連結財規）の概要	米国基準（FAS57）の概要
	<p>ている者            関連会社            当該事業体が投資する共同支配            企業            当該事業体又は親会社の主要な            経営幹部の一員            ～ 、 の個人の近親者（配            偶者と子供、それらの扶養家族）            又は により直接又は間接に            支配されている、共同で支配さ            れている、重要な影響を受ける、            重要な議決権を有する事業体            従業員もしくは関連当事者の給            付のための退職給付制度</p> <p>（ 関連当事者との取引 ）            関連当事者間における資源又は債務            の移転、対価の有無を問わない            （ 報酬 ）（ 支配 ）（ 共同支配 ）（ 経            営幹部 ）（ 経営幹部 ）も定義あり。</p>	<p>財務諸表提出会社の関連会社及び当該            関連会社の子会社            財務諸表提出会社の主要株主及びその            近親者（二親等内の親族）            財務諸表提出会社の役員及びその近親            者（二親等内の親族）            前 2 号に掲げる者が議決権の過半数を            自己の計算において所有している会社            等及び当該会社等の子会社</p> <p>（ 関連当事者との取引 ）            財務諸表提出会社と第三者との取引で            親会社等が当該取引に関して重要な影            響を及ぼしている場合を含む。            無償、債務保証等も対象としている。</p>	<p>当該企業の主要な株主            当該企業の経営者            当該企業の主要な株主又は経営            者の近親者            もし取引当事者の一方がそれ自            体の単独の利益を完全に追求す            ることを妨げられ得る程度にま            で一方が他方の経営上若しくは            事業活動上の諸政策を支配して            おり、又は重要な影響を及ぼしえ            るならば、当該企業が取引を行う            かもしれない当該他の当事者            ‘ もし他の関係者が取引両当事者            の経営者若しくは事業活動上の            諸政策に重要な影響を及ぼし得            るのならば、あるいはもし他の関            係者が取引両当事者の一方に所            有権益を持ち 1 ないしそれ以上            の取引当事者がそれ自体の単独            の利益を完全に追求することを            妨げられ得る程度にまで他方に            重要な影響を及ぼし得るならば、            当該他の関係者もまた関連当事</p>

審議事項（ 7 ） 参考資料  
（ 第一回専門委員会資料より ）

項 目	国際会計基準（IAS24）の概要	日本基準（財規、連結財規）の概要	米国基準（FAS57）の概要
			<p>者に該当する。[24]</p> <p>本基準書の目的上、いくつかの用語を以下のとおりに定義する。</p> <p>(a) 関係会社。1 ないしそれ以上の仲介者を通じ直接的に若しくは間接的にある企業を支配している、またはある企業に支配されている、若しくはある企業と共通の支配関係の下にある当事者。</p> <p>(b) 支配関係。所有関係を通じ又は契約若しくはその他の方法により、ある企業の経営者及び諸政策を直接又は間接的に指示し若しくは方針を定める力を持つこと。</p> <p>(c) 近親者。家族関係を原因として、主要な株主又は経営者が支配し又は影響を与え得る、若しくは主要な株主又は経営者が支配され又は影響され得る家族構成員。</p>

審議事項（ 7 ） 参考資料  
（ 第一回専門委員会資料より ）

項 目	国際会計基準（IAS24）の概要	日本基準（財規、連結財規）の概要	米国基準（FAS57）の概要
			<p>(d) 経営者。当該企業の諸目的を成就することについて責任を持ち、かつこれらの目的が追求されるべき諸施策を設定し意思決定を行う権限を有する人々。経営者には通常、取締役、CEO、最高執行役員、主要な事業活動機能（例えば販売、管理、あるいは財務といった）を担当する副社長、及び同様の政策決定機能を執行するその他の人々が含まれる。公式な肩書きを持たない人々も経営者の構成員となることもあり得る。</p> <p>(e) 主要な株主とは、当該企業の議決権の 10%以上を保有する、株主名簿上の株主若しくは知れたる受益株主。[24]</p>

審議事項（ 7 ） 参考資料  
（ 第一回専門委員会資料より ）

項 目	国際会計基準（IAS24）の概要	日本基準（財規、連結財規）の概要	米国基準（FAS57）の概要
			<p>（ 関連当事者との取引 ）            関連当事者間の取引の例は、以下の取引が含まれる。</p> <p>(a) 親会社とその子会社間            (b) 共通の親会社を持つ子会社間            (c) 当該企業の経営者の信託管理権により若しくはそれに基づき管理される年金信託及び利潤分配信託のような従業員の便益のために設けられる企業及び信託財産間            (d) ある企業とその主要な株主、経営者、若しくはそれらの人々の近親者間            (e) 関係会社間[1]</p>
適用除外の取引等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者に該当せず（適用除外の取引等）</li> <li>・（通常の活動の場合）金融機関、労働組合、政府、公共事業体</li> <li>・ 単に共通の取締役又は主要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札による取引</li> <li>・ 預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</li> <li>・ 役員報酬、役員賞与、退職慰労金の支</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の事業活動における報酬、諸手当、その他同様のものの取決め</li> <li>・ 連結又は結合財務諸表の作成の際に消去される取引</li> </ul>

審議事項（7）参考資料  
（第一回専門委員会資料より）

項目	国際会計基準（IAS24）の概要	日本基準（財規、連結財規）の概要	米国基準（FAS57）の概要
	な経営幹部を有する当該2社等	払	
開示内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社と子会社との関係の開示</li> <li>親会社の名称の開示（最終的な支配会社が異なる場合はその者）</li> <li>関連当事者間取引について、親会社、当該事業体に対して共同支配する会社や重要な影響を行使する会社、子会社、関連会社、共同支配企業、当該事業体又は親会社の経営幹部、その他の関係会社に分けて、以下の項目を最低限開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>取引金額</li> <li>期末残高</li> <li>期末残高に対する貸倒引当金</li> <li>関連当事者に対する不良債権について認識される費用</li> </ul> </li> <li>主要な経営陣(key management)の報酬合計と以下の内訳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連当事者が会社等の場合 名称、所在地、資本金（出資金）、事業内容、当該関連当事者の議決権に対する当該提出会社の所有割合又は、当該提出会社に対する当該関連当事者の所有割合</li> <li>関連当事者が個人の場合 氏名、職業、当該提出会社に対する当該関連当事者の所有割合</li> <li>当該提出会社と関連当事者との関係</li> <li>取引内容</li> <li>取引の種類別の取引金額</li> <li>取引条件及び取引条件の決定方針</li> <li>取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</li> <li>取引条件の変更があった場合は、その旨、変更内容、変更が財務諸表に与えている影響内容</li> </ul> <p>（参考） 有価証券報告書の「コーポレートガバナンスの状況」で開示（例示）</p>	<p>重要な関連当事者間の開示が含まれるべきである。</p> <p>この開示には下記事項が含まれるべきである。（注1）（注2）</p> <p>(a) 関わり合う（諸）関係の性格</p> <p>(b) 損益計算書が表示されている各事業年度について金額が皆無又は名目的な額としている取引も含む諸取引の記述、財務諸表に対するその取引の及ぼす影響の理解に必要と思われるようなその他の情報</p> <p>(c) 損益計算書が表示されている各事業年度における諸取引の金額及び以前の事業年度に用いられたものとは異なった条件の設定方法を用いた場合における変更の及ぼす影響</p> <p>(d) 表示されている各貸借対象</p>

審議事項（7）参考資料  
（第一回専門委員会資料より）

項目	国際会計基準（IAS24）の概要	日本基準（財規、連結財規）の概要	米国基準（FAS57）の概要
	<p>短期的従業員給付（賃金、給料等）</p> <p>退職後給付（年金等）</p> <p>その他長期給付（1年超後に支給される利益分配賞与）</p> <p>退職金</p> <p>株式報酬</p> <p>・ 企業の財務諸表に与える関連当事者間取引の影響力を理解するために個々の開示が必要とされる場合を除き、類似の性質を持つ項目は総額で開示することができる</p>	<p>役員報酬の内容</p> <p>営業報告書で開示</p> <p>定款で責任免除の定めをした場合、取締役及び監査役等に支払った報酬等を開示</p> <p>公認会計士協会 会計制度委員会研究報告第10号「営業報告書のひな型」</p> <p>定款又は株主総会決議に基づく報酬、役員賞与、退職慰労金等に区分して記載。</p>	<p>日現在において関連当事者から若しくは関連当事者に対し支払うべき金額及び、他で明らかにされていなければ、決済の条件及び方法</p> <p>(e) 「所得税」127の149項で要求される情報</p> <p>[2,][FAS109,288 (s)]</p> <p>(注1)本基準書の諸要件は、下記の各企業又は下記の各企業の結合されたグループの個別財務諸表に適用されうる。親会社、子会社、会社形態の合併会社、若しくは50%以下を所有される被投資会社。しかしながら、もし、それらの個別財務諸表も完全な一組の財務諸表の中に連結若しくは結合されており、かつ双方の1組の財務諸表が同一の財務報告書の中に表示されているならば、他の企業（主たる報告企業）の財務報</p>

審議事項（ 7 ） 参考資料  
（ 第一回専門委員会資料より ）

項 目	国際会計基準（ IAS24 ） の概要	日本基準（ 財規、 連結財規 ） の概要	米国基準（ FAS57 ） の概要
			<p>告書の中に表示される 1 組の個別財務諸表における開示と重複させることは必要でない。 [2, fn2]</p> <p>（ 注 2 ） ある場合には、 関連当事者のタイプ別に類似する諸取引を合算することが適切であるかもしれない。 時として、 関連当事者の関係の影響が広く知れ渡っていて、 関係の開示のみで十分なこともありうる。 もし関係の理解のために必要とされるならば関連当事者の名称が開示されなければならない。 [2, fn3]</p>
<p>重要性の判断基準</p>	<p>重要なものを開示。 数値基準はない。</p>	<p>（ 財規、 連結財規 ） 重要なものについて開示</p> <p>（ 公認会計士協会報告 ） ・ 関連当事者グループで分類 例えば、 役員及び個人主要株主等のグループに属する関連当事者との取引 100 万円を超える取引</p>	<p>会計基準上は、「 重要なもの 」 を開示するとしており、 数値基準はない。</p> <p>S E C 規則 S K では、 例えば取引金額 6 万ドル以上を開示する。</p>



審議事項（ 7 ）参考資料  
（ 第一回専門委員会資料より ）